

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成 18 年 10 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

(1) 岩手・青森県境不法投棄産業廃棄物 (A 東・B 地区汚泥) 運搬①業務 特別管理産業廃棄物 (A 東・B 地区汚泥) (以下「A 東・B 地区汚泥」という。) 約 22,000 t のうち約 4,400 t

(2) 岩手・青森県境不法投棄産業廃棄物 (A 東・B 地区汚泥) 運搬②業務 A 東・B 地区汚泥 約 22,000 t のうち約 4,400 t

(3) 岩手・青森県境不法投棄産業廃棄物 (A 東・B 地区汚泥) 運搬③業務 A 東・B 地区汚泥 約 22,000 t のうち約 4,400 t

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 岩手県環境生活部産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室再生・整備担当 (二戸地方振興局保健福祉環境部内) 岩手県二戸市石切所字荷渡 52 番地

3 随意契約の相手方を決定した日 平成 18 年 9 月 4 日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地並びに契約金額

(1) 岩手・青森県境不法投棄産業廃棄物 (A 東・B 地区汚泥) 運搬①業務

ア 随意契約の相手方の名称及び所在地 開発運輸株式会社 岩手県大船渡市日頃市町字中板用 45 番地 8

イ 契約金額 1 トン当たり 7,245 円

(2) 岩手・青森県境不法投棄産業廃棄物 (A 東・B 地区汚泥) 運搬②業務

ア 随意契約の相手方の名称及び所在地 日本通運株式会社 東京都港区東新橋一丁目 9 番 3 号

イ 契約金額 1 トン当たり 7,245 円

(3) 岩手・青森県境不法投棄産業廃棄物 (A 東・B 地区汚泥) 運搬③業務

ア 随意契約の相手方の名称及び所在地 有限会社八紘カイハツ 岩手県二戸市金田一字上田面 241 番地の 1

イ 契約金額 1 トン当たり 7,245 円

5 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 10 条第 1 項に該当